



第1回中央委員会開催

23秋闘妥結満場一致の賛成で採決されました！！

★12月4日（月）理事会と23秋闘協定書を締結しました。

12月1日（金）第1回中央委員会が開催され、23秋闘妥結について協議しました。議長には、中通訓練分会・須藤将平さんを選出し、高村執行委員長あいさつの後、伊藤書記長が23秋闘妥結について提案を行いました。発言（文書発言含む）では「リハ部として収入が減っている。単位数をとるため頑張っている状況。今回ボーナス2.3ヶ月はありがたい」「今回ボーナス2.3ヶ月は仕方ないと思うが、基本給や手当があまりにも低いので、退職の話が出ている早急に改善してほしい」「臨時看護師時給1,250円は余りにも安いこのままでは誰も来ない」「看護師が辞めていく理由を真剣に考えてほしい、今のままでは展望がありません。」等の意見がありました。その後採決を行い、満場一致の賛成で秋闘妥結を決定し中央委員会を終了しました。

協 定 書

2023年12月4日

社会医療法人 明和会
会 長 佐 藤中通病院労働組合
執行委員長 高村 美 幸

秋季要求について、下記のとおり協定します。

記

1. 年末手当について
年末手当は、2.3か月とします。
2. その他の手当は、現行どおりとします。

★左記のように協定書を締結しました。年末一時金（ボーナス）は、12月15日（金）支給される予定です。

「職員紹介・紹介採用手当の導入について」了承しました。

理事会より「職員紹介手当・紹介採用手当支給規定の導入」について提案がありました。執行委員会で検討した結果「手当導入について了承する」事にしました。要約については以下の通りです。（詳細については、今週配布する第1回中央委員会資料を参照して下さい。）

<組合要約>

1. 目的：在職者の職員からの紹介により職員を確保し、社会医療法人明和会が安定的に医療を提供できるようにするため
2. 定義：職員の紹介により指定職種を採用した際に、紹介した職員と採用者にそれぞれ職員紹介手当、紹介採用手当を支給する。
3. 指定職種：医師、助産師、看護師、（尚、状況により指定職種以外を対象とする場合がある）
4. 実施日2024年1月1日から

生活保護費減額「違法」国に初賠償命令

名古屋高裁控訴審判決・原告団逆転勝訴

生活保護費の基準額引下げは憲法が保障する生存権を侵害し生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者が訴えていた裁判は、2020年6月30日名古屋地裁では、「棄却」されましたが、11月30日名古屋高裁は、原告側の「逆転勝訴」判決を言い渡しました。秋田の裁判でも、2022年3月7日秋田地裁で「棄却」され、現在、仙台高裁秋田支部にて控訴審が行われています。今後、12月7日口頭弁論、12月26日口頭弁論・結審（予定）で、来年早々に判決が出る予定です。名古屋高裁判決に引続き、秋田でも勝利判決を勝取るため組合としても奮闘していきます。

<いのちとりで裁判12.1緊急集会アピール・抜粋>

2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引き下げ（保護決定処分）の取消し等を求め、生活保護利用者らが提起した訴訟において、11月30日名古屋高裁は、原告らの請求を棄却した名古屋地裁判決を取消し、原告らの請求を認容する逆転勝訴判決を言い渡しました。引下げ処分を取消すだけでなく、国には「少なくとも重過失」があり「違法性が大きい」として慰謝料の支払いまで命じる、相当踏み込んだ判断でした。

全国29地裁で30の同種訴訟が提起されていますが、これまでに地裁レベルで言い渡された判決では、原告側が12勝10敗と勝ち越し、特に2022年5月の熊本地裁判決以後は13勝2敗と原告側が圧倒しています。4月14日大阪高裁が、初の控訴審判決において、原審大阪地裁の認容判決を取消す逆転棄却判決を言い渡しましたが、2例目の名古屋高裁判決が、原告側の「逆転完全勝訴」という全く異なる判断を示したことによって、大阪高裁判決が特異で説得力を欠くことがより明らかになりました。

23秋闘フッペンは外して下さい。